

令和7年2月17日

事業主 様

大阪自転車健康保険組合

資格取得届・被扶養者異動届における事前提出のお願いおよび  
新入社員等へのマイナ保険証の利用促進について

平素より、当健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年12月2日より保険証の発行は廃止となり、医療機関等の受診に際しては、マイナ保険証で受診が原則となりました。事業主様におかれましては、資格取得届等を作成の際は、新入社員がマイナ保険証を保有しているかの確認が新たに必要となり、併せて従来からのマイナンバーの収集にもご協力をいただいていることに感謝申し上げます。

今後の資格取得届・被扶養者異動届につきましては、マイナ保険証のメリットを生かすため、入社日前までの提出にご協力ください。入社日の4営業日前までに提出いただいた届出は、当健保組合にて速やかに加入者情報の登録を行います。そうすることで、加入者の方には入社日からマイナ保険証が利用できるメリットがございますので、何卒ご協力よろしく願いいたします。

また、新入社員の方には同封しましたチラシを配布するなどのご活用のうえ、事前にマイナ保険証の利用登録をしていただけますようご案内の程、よろしく願いいたします。



# 健康保険への新規加入の届出は、 入社日前の提出をお願いします。

健保組合はマイナ保険証の利便性をさらに向上させるため、入社日前に資格取得届や被扶養者異動届の内容を点検（事前点検）します。



## 資格取得届と被扶養者異動届は、入社日前に提出してください。

資格取得届と被扶養者異動届（以下、「資格取得届等」という。）を入社日前に提出していただくことで、健保組合は届書の内容を「事前点検」(※1)して、入社日前に加入者のデータをオンライン資格確認等システムに登録します。



健保組合が入社日前にデータ登録を完了させることで、加入者と事業主に様々なメリットがあります。

入社日前の届け出にご協力ください。【届出は原則、入社日の4営業日前までに健保組合に提出してください。(※2)】

(※1) 事前点検は令和5年3月1日付の厚生労働省事務連絡で定められた運用で、健保組合に限り認められた取り扱いです。

(※2) 被扶養異動届は審査に時間を要する場合がありますため、データ登録にお時間をいただく場合があります。

加入者の  
メリット

## 入社日からマイナ保険証が使えます！！

資格取得届等を入社日前に提出していただくことで、加入者は入社日からマイナ保険証で保険診療を受けることができます。

【加入者が切れ目なく保険診療を受けられる環境を整備することができます。】

なお、資格確認書を利用する方も、資格確認書が手元に届くまでの期間が短縮します。



急に医療機関にかかる  
場合も安心ね！！

事業主の  
メリット

## 資格確認書の配布などの事務負担を軽減できます！！

健保組合はデータ登録にあわせて加入者のマイナ保険証の保有状況などを確認し、資格確認書が必要な方に交付します。

【資格確認書の可否を健保組合で確認するため、資格取得届等の資格確認書発行要否欄の記載を省略しても差し支えありません。(事前点検で届出した者に限ります。)】

なお、健保組合で本当に資格確認書の交付が必要な方を確認して交付することから、加入者の思い違いによる交付申し出を防ぐことができ、資格確認書の配布・回収手続きが効率化（適正化）できます。



# 届書の事前点検に関するよくある質問



内定を取り消したなど入社日前に提出した内容に変更があった場合は、どうすればよいのですか？



入社日前に提出した内容に変更があった場合は、原則、入社日までにご連絡ください。

届け出た内容に変更があった場合は、訂正届を提出してください。  
内定取り消しなど、資格取得の事実がなくなった場合は、取消届を提出してください。

訂正届や取消届は電子データでの届け出ができません。恐れ入りますが、書面でご提出ください。



入社日から5日以内の届け出という取り扱いは、変更されたのですか？

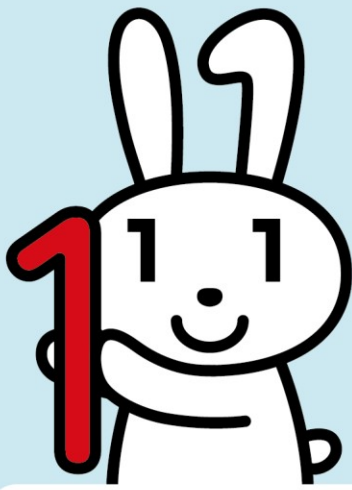


法令上、5日以内の届け出に変更はありませんが、迅速にデータを登録するために、事業主と健保組合に対し、事前点検の仕組みを積極的に利用するよう厚生労働省から通知されています。

オンライン資格確認等システムへ迅速にデータ登録を完了するための事前点検の仕組みについては、令和5年3月1日付の厚生労働省事務連絡で取り扱いが示されています。※

また、令和6年12月2日の保険証の新規発行が廃止を踏まえ、同年11月29日に厚生労働省から改めて事前点検の仕組みを利用するよう周知されました。

※本取り扱いは、健保組合に限った取り扱いです。(日本年金機構は対応していません)  
なお、厚生労働省は、日本経済団体連合会にも事前点検への協力を依頼しています。



ご入社おめでとうございます!

## 就職・転職される皆様へ

大阪自転車 健康保険組合からの大事なお知らせ

ご入社おめでとうございます。これから皆様は健康保険組合に加入することになります。もしも病気やけがをされた時に頼りにできる「健康保険組合」。「マイナ保険証」と「健康保険組合の仕組み」について分かりやすく解説した動画を用意しましたので、下の二次元コードから動画をご覧ください。



左の二次元コードから動画をご覧ください。





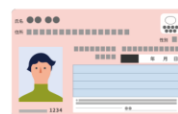
# 健康保険組合からのお願い

新社会人になる皆様は、マイナンバーカードで受診するために、  
ご自身で以下の手続きが必要です。

※2024年12月2日に健康保険証の発行は終了しました。

## ☑️ マイナンバーカードを申請してください。

まだマイナンバーカードを持っていない方は、市役所や区役所、  
パソコンやスマートフォン、証明写真機から申請してください。



## ☑️ マイナンバーカードを健康保険証として登録してください。

医療機関や薬局の受付窓口にあるカードリーダー、  
スマートフォンのマイナポータル\*、セブン銀行ATM  
から簡単に登録ができます（2025年1月現在）。

※マイナポータルとは、政府が運営する行政手続きのオンライン窓口のことです。



## ☑️ 新しい職場へすみやかにマイナンバーをご提出ください。

新しい職場へ提出する書類には、マイナンバーを提出  
もしくは記入してください。健康保険組合が加入者の情報を登録し、  
マイナンバーカードが健康保険証として使用できます。

※法令により、事業主はマイナンバーを健康保険組合に提出する必要があります。



## ☑️ 病院・薬局などで受診する際はマイナンバーカードをご持参ください。





4つのポイント

# マイナンバーカードを 健康保険証として利用すると・・・

## 1 より良い医療が 可能に

本人が同意すれば、初めての医療機関でも健康情報や今までに使った薬剤情報等が、医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。



## 2 自身の健康管理 に役立つ

マイナポータルで自分の健康情報や今までに使った薬剤情報等を閲覧できます。



## 3 手続きなしで 限度額を超える 一時的な支払い が不要に

限度額認定証がなくても、窓口負担は高額療養費制度の限度額まで免除されます。

※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



## 4 オンライン 医療費控除が より簡単に

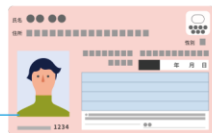
マイナポータルで自分の医療費通知情報が閲覧できます。また2021年分の所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となっています。



## 🔒 マイナンバーカードの安全性

マイナンバーカードには、プライバシー性の高い情報は記録されないほか、偽造防止などにも対応した万全なセキュリティ対策が施されています。

おもて



うら



●マイナンバーを見られても悪用は困難。

マイナンバーを利用するには、顔写真付き身分証明書などでの本人確認があるため、悪用は困難。

●なりすましはできません。

顔写真入りのため、対面での悪用は困難。

●プライバシー性の高い情報は入っていません。

ICチップ部分には、税や年金などの個人情報記録されません。

●電子証明書を使うため、

オンラインの利用にはマイナンバーは使われません。

### 万全のセキュリティ対策

- 🛡️ 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で一時利用停止可能  
マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 までご連絡を
- 🛡️ アプリごとに暗証番号を設定し、一定回数まちがうと機能ロック
- 🛡️ 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

# 知ってほしい、 健康保険組合の役割

医療保険制度は、サラリーマンが加入する被用者保険（職域保険）、自営業者・サラリーマンOBなどが加入する国民健康保険（地域保険）、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度に分けられます。

さらに被用者保険は職業によっていくつかの種類があり、主に民間企業のサラリーマンが加入する健康保険組合と全国健康保険協会（協会けんぽ）、公務員が加入する共済組合などに分かれています。

被用者保険は病気やけがなど不測の事態に備えて、加入する従業員の皆様と事業所が健康保険料を出し合い、実際に医療を受けたときに、医療費の支払いにあてる仕組みです。

健康保険組合は、従業員（被保険者）とその家族（被扶養者）の病気やけが、出産、死亡などのとき、医療費を負担したり、各種の給付金を支給する「保険給付事業」と、加入者の「健康づくり」をサポートする「保健事業」という2つの仕事をしています。

## 保険給付事業

- ・病気やけがのとき
- ・病気やけがで仕事を休んだとき
- ・出産で仕事を休んだとき
- ・出産するとき
- ・亡くなったとき
- など

## 保健事業

- ・健康診査（健診）
- ・保健指導
- ・予防接種などの費用補助
- ・健康づくりへの支援
- など

健康保険組合では、労使の代表が組織運営に参加することによって、自主的かつ効率的に運営されています。これにより、加入者の実態に合わせたきめ細かいサービスを提供しています。